

秋田の土地改良

7

2012・JUL



「水土里の郷・仙北平野 わくわく探訪」(平成24年7月7日、玉川頭首工にて)

東日本大震災の被災地の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。



がんばれ東北! がんばろうニッポン!!

目次

秋田県水土里情報利用団体連絡協議会を新たに設立……………	2	あきた 食料・環境・ふるさとを考える地球人会議平成24年度運営委員会…	8
土地改良長期計画について……………	3	「水土里の郷・仙北平野 わくわく探訪」……………	9
土地改良法の一部改正について……………	3	馬場目川水系土地改良区合併予備契約調印式……………	10
民主党に平成25年度予算確保の要請活動……………	5	特集:農業水利施設内の「ゴミ」問題(シリーズ⑩)……………	11
秋田県農地・水・環境保全向上対策地域協議会平成24年度第1回通常総会…	6	特集:地域からの情報発信(水土里レポーター・加藤隆和)……………	13
東北農業農村整備推進協議会第12回通常総会……………	7	第10回水土里のみちウォーキング in 仁井田walk……………	14
秋田県農地集団化推進協議会第52回通常総会……………	7	会員だより、連合会日誌……………	15
秋田県土地改良事業団体職員会第52回通常総会……………	8	インフォメーション……………	16



●発行所 秋田県土地改良事業団体連合会 〒010-0967 秋田市高陽幸町3番37号
 TEL 018-888-2750(代) FAX 018-888-2834
<http://homepage2.nifty.com/akidoren/>





「秋田県水土里情報利用団体連絡協議会」を新たに設立！

水土里情報システムの利用促進を図る

4月27日、秋田市(市文化会館大会議室)で「平成24年度秋田県水土里情報利用団体連絡協議会」の設立総会が、109会員団体(実出席74団体、委任状出席35団体)の出席で開催された。

水土里情報システムは、平成18年度から22年度までの5年間で、国の補助事業によりシステム構築とデータ整備が行われ、これまで「水土里情報利活用推進協議会」がシステムの利活用促進のための役割を担ってきた。平成23年度には、同システムのクラウドサービス(インターネット経由)として、1年間の暫定運用を経て、平成24年度からの本格運用を実施している。システムの円滑な利活用と運用を図るために、新たな利用団体は「秋田県水土里情報利用団体連絡協議会」として設立することとなった。

設立総会は、事務局側から協議会設立の趣旨説明に続き、議長に西目土地改良区の三浦理事長を選出し、議事が行われた。

議事では、協議会規約の制定、協議会役員を選任、協議会文書取扱規程並びに公印取扱規程の制定、平成24年度事業計画などが提出され、いずれも事務局提案通りに承認された。また、報告事項として水土里情報システム運用管理基準、同手続きガイドブック、水土里情報収支予算などの報告があった。なお、平成24年度の取組状況及び事業計画等は、次のとおり報告があった。

1. 水土里情報システム加入状況(H24.7.20現在)

団体名	県内団体数	加入数	備考	団体名	県内団体数	加入数	備考
市町村	25	21		土地改良区	112	69	
農業共済組合	10	10		その他	1	1	
農業協同組合	16	9		計	164	110	

2. 平成24年度事業計画

実施期間	項目	内容	備考
4月	設立総会	協議会規約の制定について 他	
4月～翌年3月	会員サポート	各団体の利活用に関する支援	
6月	操作説明会	基本操作	
9月	操作説明会	データ入力・編集、活用方法	
9月	担当者会議	所属団体別	
12月	研修会	先進事例の紹介	
4月～翌年3月	ユーザー確保	会員募集活動	
4月～翌年3月	要請活動	更新データ収集	
随時	地図データ更新	農地筆、耕区	※データ提供により

3. 協議会役員

- ◇会長 黒子 高夫(水土里ネット秋田専務理事)
- ◇副会長 下山 昇(秋田県農林水産部農地整備課長) ◇副会長 小島 武志(秋田市農林部長)

【担当・問い合わせ先】 秋田県水土里情報利用団体連絡協議会事務局 水土里ネット秋田 水土里情報センター室内
 TEL.018-888-2737 FAX.018-888-2835

「土地改良長期計画」について

3月30日、国では、新たな「土地改良長期計画」を閣議決定

1. 趣旨

「土地改良長期計画」は、土地改良法第4条の規定に基づき、5年間を一期として策定するものである。新たな計画は、農業の体質強化や震災復興などの課題に対応するため、平成24年度末までの現行計画を、1年前倒しで見直して策定されている。

2. 新たな長期計画のポイント

今後5年間に実施する土地改良事業は、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に、3つの政策課題に取り組むものとなっている。

(1) 農を「強くする」ー地域全体としての食料生産の体質強化ー

- ・地域の中心となる経営体への農地集積を加速化する整備に重点化した農地の大区画化・汎用化等を推進し、農業の体質強化を図る。
- ・基幹的農業水利施設の長寿命化対策等を推進し、農地・水等の生産資源の適切な保全管理等による食料供給力の確保を図る。

(2) 国土を「守る」ー震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮ー

- ・東日本大震災の被災地域において、農地・農業用施設の災害復旧等を推進し、災害に強い新たな食料基地としての再生・復興を図る。
- ・ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を推進し、災害に強い農村社会の形成を図る。
- ・優良農地の維持や美しい農村環境の保全・創出により、農業・農村の多面的機能を適切に発揮させる。

(3) 地域を「育む」ー農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生ー

- ・地域の主体性・協働力を活かした農地・農業用水の適切な保全管理・整備を推進する。
- ・小水力発電等の再生可能エネルギーの生産等を推進し、自立・分散型エネルギーシステムへの移行と美しい農村環境の創出を図る。

土地改良法の一部改正について ＜市町村営土地改良事業関係＞

第2次地域主権一括法による

国では、地域主権改革を進めるため、第2次地域主権一括法の公布により、各省所管の法律における義務付け・枠付けの見直しを行った。

この一括法には、市町村営土地改良事業に関し、都道府県知事への同意付き協議を廃止する等、土地改良法の一部改正も含まれている。

I. 地域主権改革の流れ

1. 地域主権戦略大綱

「地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく」等を内容とする「地域主権戦略大綱」が、平成23年6月に閣議決定された。

2. 第2次地域主権一括法による土地改良法改正

戦略大綱において、「法律の改正により措置すべき」とされた事項の改正を内容として、「第2次地域主権一括法」（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が、平成23年8月に成立・公布された。

土地改良法に係る一部改正は、公布の日から3カ月後の、平成23年11月30日から施行されている。

II. 一部改正後の制度概要

1. 都道府県知事への協議付き同意の廃止

市町村が行う土地改良事業（以下「市町村営土地改良事業」という。）に係る都道府県知事への同意を要する協議について、市町村が自らの判断で実施する仕組みへと見直すものとして、当該協議を義務付けないこととした。

一部改正後の土地改良法（以下「改正後法」という。）第96条の2第1項及び第96条の3第1項）

2. 市町村営土地改良事業計画を定める際の手続き

市町村営土地改良事業計画の策定に当たっては、

- ① 市町村が主体的に、法第8条第4項第1号の政令で定める基本的な要件に適合する等、適切な土地改良事業計画を定めなければならないこととした。
- ② それまで協議を受けた都道府県知事が行うこととされていた、専門的知識を有する技術者による調査報告、農業協同組合からの意見聴取、異議申立ての処理等について、市町村が行うこととした。

等の見直しを行った。

（改正後法：第96条の2第5項及び第7項並びに第96条の3第5項）

3. 都道府県知事への事後報告

都道府県営土地改良事業を始め、農業振興策等を担う都道府県においては、こうした施策との連携を図るために、市町村営事業の内容を把握しておく必要があることから、都道府県へ計画を定めた旨の事後報告を行う仕組みを設けることとした。

（改正後法：第96条の2第6項及び第96条の3第5項で準用する第96条の2第6項）

III. 土地改良法施行令及び土地改良法施行規則の一部改正

上記、土地改良法の一部改正を行ったことに伴い、土地改良法施行令及び土地改良法施行規則についても、市町村営土地改良事業計画につき、都道府県知事と協議を行うに当たって必要な書類等を定めていた規定を削除する等の、一部改正が行われた。